

議案第 17 号

君津市物産館の指定管理者の指定について

君津市物産館の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 きみつふるさと物産館
- 2 施設の位置 君津市笹 1 7 6 6 番 3
- 3 指定管理者 千葉県君津市笹 1 7 6 6 番地 3  
有限会社きみつふれあいの里  
代表取締役 松本喜三
- 4 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

## 君津市物産館の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 有限会社きみつふれあいの里
- 2 代 表 者 代表取締役 松本喜三
- 3 所 在 地 千葉県君津市笹 1 7 6 6 番地 3
- 4 設 立 日 平成 8 年 7 月 1 日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 農産物の生産、加工、販売
  - (2) 木炭の製造、販売
  - (3) 地域産業に関する商品の企画、立案、宣伝、並びに販売の斡旋
  - (4) 食品の販売店の経営
  - (5) 観光地及び観光施設の紹介
  - (6) 飲食店の経営
  - (7) 酒類及び煙草の販売
  - (8) 前各号に付帯する一切の業務
- 6 資本金の額 3 6 5 万円
- 7 従業員等 従業員数 8 人